

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公開番号】特開2013-250822(P2013-250822A)

【公開日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2013-067

【出願番号】特願2012-125480(P2012-125480)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年1月8日(2014.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザが入力した所定の期間における支払限度額を記憶部に記憶させる支払限度額入力手段と、

商品またはサービスの少なくとも一方からなる商材であって前記ユーザが購入する商材を含む今回の購入内容に従って購入処理を実行する購入手段と、

前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えるか否か判定し、前記合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記ユーザの今回および過去の少なくとも一方の購入内容に基づいて前記購入手段による今回の購入処理を制限するか否かを判定する制限手段と、

を含むことを特徴とする購入管理装置。

【請求項2】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、今回前記ユーザが購入する商材の属性に基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項1に記載の購入管理装置。

【請求項3】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、商材の属性と購入を制限する対象であるかを関連づける情報と、前記ユーザが購入を希望する商材の属性に基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項2に記載の購入管理装置。

【請求項4】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、複数の商材のそれぞれの単価を記憶する手段から取得された前記ユーザが購入する商材の単価に基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項2に記載の購入管理装置。

【請求項5】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容にお

ける支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記ユーザが購入する商材の単価と当該商材に対し複数の商材のそれぞれと当該商材に関する商材とを関連づける情報により関連づけられた商材の単価に基づく基準額とに基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項4に記載の購入管理装置。

#### 【請求項6】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、当該ユーザの過去かつ前記所定の期間における購入内容に含まれる商材の属性に基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項1に記載の購入管理装置。

#### 【請求項7】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、当該ユーザの過去かつ前記所定の期間における購入内容に含まれる商材のうち、商材の属性と購入を制限する対象であるかを関連づける情報が購入を制限する対象と関連づける属性を有する商材に対する支払金額の合計の、前記支払限度額に対する割合に基づいて、今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項6に記載の購入管理装置。

#### 【請求項8】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、当該ユーザの過去かつ前記所定の期間における購入内容に含まれる商材のうち、商材の属性と購入を制限する対象であるかを関連づける情報が購入を制限する対象と関連づけない属性を有する商材に対する支払金額の合計の、前記支払限度額に対する割合に基づいて、今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項6に記載の購入管理装置。

#### 【請求項9】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記合計が前記支払限度額を超える金額に基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項1に記載の購入管理装置。

#### 【請求項10】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定され、かつ、前記合計が前記支払限度額を超える金額の今回の購入内容に含まれる商材の単価の最小値に対する割合が所定の割合を超えない場合に、今回の購入処理を制限しないと判定する、

ことを特徴とする請求項9に記載の購入管理装置。

#### 【請求項11】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定され、かつ前記合計が前記支払限度額を超える金額が前記購入内容に含まれる手数料より小さい場合に、今回の購入処理を制限しないと判定する、

ことを特徴とする請求項9に記載の購入管理装置。

#### 【請求項12】

前記制限手段は、前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えると判定される場合に、前記ユーザが商材を購入する時期が前記所定の期間の終わりから予め定められた期間内にあるかに基づいて今回の購入処理を制限するか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項1に記載の購入管理装置。

**【請求項 1 3】**

前記支払金額は、前記ユーザが購入する商材の単価に数量を掛けた額と、その購入における手数料との和から前記ユーザにより定まる金額であって当該支払金額を減少させる金額である支払減少額を引いた金額である。

ことを特徴とする請求項 1 から 1 2 に記載の購入管理装置。

**【請求項 1 4】**

ユーザが入力した所定の期間における支払限度額を記憶部に記憶させるステップと、

商品またはサービスの少なくとも一方からなる商材であって前記ユーザが購入する商材を含む今回の購入内容に従って購入処理を実行するステップと、

前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えるか否か判定し、前記合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記ユーザの今回および過去の少なくとも一方の購入内容に基づいて今回の前記購入処理を制限するか否かを判定するステップと、

を含むことを特徴とする購入管理方法。

**【請求項 1 5】**

ユーザが入力した所定の期間における支払限度額を記憶部に記憶させる支払限度額入力手段、

商品またはサービスの少なくとも一方からなる商材であって前記ユーザが購入する商材を含む今回の購入内容に従って購入処理を実行する購入手段、

前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えるか否か判定し、前記合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記ユーザの今回および過去の少なくとも一方の購入内容に基づいて前記購入手段による今回の購入処理を制限するか否かを判定する制限手段、

としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

**【請求項 1 6】**

ユーザが入力した所定の期間における支払限度額を記憶部に記憶させる支払限度額入力手段、

商品またはサービスの少なくとも一方からなる商材であって前記ユーザが購入する商材を含む今回の購入内容に従って購入処理を実行する購入手段、

前記所定の期間における前記ユーザの支払金額と今回の購入内容における支払金額との合計が前記支払限度額を超えるか否か判定し、前記合計が前記支払限度額を超えると判定された場合に、前記ユーザの今回および過去の少なくとも一方の購入内容に基づいて前記購入手段による今回の購入処理を制限するか否かを判定する制限手段、

としてコンピュータを機能させるためのプログラムを格納するコンピュータ読み取り可能な情報記憶媒体。